

建設業労働災害防止協会
の取組状況

建設業労働災害防止協会 改革への取組状況

報告書指摘事項		改革への取組状況等			
組織運営のあり方					
		24年11月迄の実績 (前回会議報告内容)	平成24年12月～平成25年3月	平成25年4月～平成26年3月	平成26年4月～平成27年3月
理事数	<p>理事数については、各団体の規模等を勘案し根拠法に想定されている執行機関とすべく、迅速な意志決定を妨げない数（根拠法に定めている理事数が「5人以上」とされていることに鑑み、中央労働災害防止協会及び建設業労働災害防止協会については10人以内、その他の労働災害防止団体については5人）に削減することにより、労働災害防止団体としての効果的かつ持続可能な事業運営に向け、理事が本来の執行機関としての役割を主導的に発揮できるような取組が必要である。</p> <p>その際には、地域活動の推進役、組織のまとめ役、各地域のニーズ・課題の把握と中央への意見具申等の現在の理事が担っている役割についても、別の形で維持されるよう特段の配慮が必要である。</p>	計画	1. 全役員の意見を踏まえ、理事数について検討する。	1. 全役員の意見や検討実績を踏まえ、理事数の削減に代わり、指摘事項に対応する措置を講じることについて検討・決定する。 2. 決定事項に基づき、重大な課題や問題が生じた際には迅速に対処する。	1. 引き続き、重大な課題や問題が生じた際には速やかに正副会長会を開催して迅速に対処する。
		実績	<p>・報告書の理事数の記載内容について、全役員より意見を聴取。</p> <p>1. 全役員からは、理事数(70人以上80人以内)の削減について、全国的な労働災害防止活動には現状の理事数が必要であり、理事数を削減することは地域又は団体のリーダーとして自主的労働災害防止活動に取り組んでいる理事の熱意に水を差すことになるとの理由により、疑問を感じるとする意見が多数を占めていることから、理事が本来の執行機関としての役割を主導的に発揮できるような体制について平成25年3月の常任理事会・理事会において検討し、重大な課題や問題が生じた際には速やかに正副会長会で迅速に対応する方針を決定し、次期総代会に上程することが承認された。</p>	<p>1. ①建設労働災害が増加傾向にあり、各理事が関係支部及び団体の最高責任者として自主的安全衛生活動の推進に当たることが益々重要となっていること。 ②役員からは理事数の削減については全国的な労働災害防止活動には現状の理事数が必要であり、理事数を削減することは地域の労働災害防止活動の意欲を阻害するなどの理由により、疑問を感じるとの意見が多数を占めていること。 ③これまで重大な問題が生じた際には正副会長会を開催して迅速かつ適切に対処してきた実績があること。 上記の①、②及び③から理事数の削減に代わる措置として、「重大な課題や問題が生じた際には速やかに正副会長会を開催して、迅速に対処することの実施体制について、5月の総代会で承認された。 なお、理事会は年度事業計画及び年度予算の審議・承認を得ることとしている。 一方正副会長会は、会長及び理事の中から会長が指名した副会長（9人）によって構成され、緊急的な対応として当協会の活動方針等の重要な案件について決定するものとしている。 したがって、正副会長会は個別重要案件について方針決定機関である。理事会は、事業計画・予算を承認する機関と位置づけられている。 2. 9月に正副会長会を開催し、支部で定めている会費徴収基準の変更などについて審議した。 また、特に重大な課題や問題は生じなかったが、3月に正副会長会を開催し、第7次建設業労働災害防止5カ年計画進捗状況等について審議する。</p>	
		指摘事項に対する進捗状況			一部取組中

報告書指摘事項		改革への取組状況等			
組織運営のあり方		24年11月迄の実績 (前回会議報告内容)	平成24年12月～平成25年3月	平成25年4月～平成26年3月	平成26年4月～平成27年3月
支部	<p>【中災防】現在支部で行っている業務については、地区安全衛生サービスセンター及び本部で対応することも可能であるから、支部を廃止することとして効率化を図るべきである。</p> <p>【各業種別団体】一つの法人として本部が全ての支部に対して、監査等、本来あるべきガバナンスを徹底するべきである。あるいは、支部という形ではなく、地域別の関係事業主団体等に適正な形で業務を委託するという形も考えられる。いずれにしても、支部の運営形態について団体において検討がなされるべきである。</p>	<p>計画</p>	<p>1. 全役員の意見を踏まえ、支部の運営形態について検討する。</p> <p>2. 全役員の意見を踏まえ、支部に対する監査について、平成25年1月から計画的に実施する。</p>	<p>1. 事務局長が交代した支部など6支部に対して監査を実施する。</p> <p>2. 本部が支部に対して、本来あるべきガバナンスの徹底のために、この期間において3回支部事務局長会議開催する。</p>	<p>1. 事務局長が交代した支部などこの機関に5支部に対して監査を実施する。</p>
	<p>実績</p>	<p>・報告書の支部の記載内容について、全役員より意見を聴取。</p>	<p>1. 監査の方法として全役員からは「本部の職員が支部に出向き、税務報告等について適正に行われているか計画的に調査を実施する」との意見が多数を占めていたことから、全支部を対象に監査を実施することとした。</p> <p>2. この期間において6支部に対して、職員を派遣し監査を実施した。また、支部監査の実施方法等についての規程の検討を行った。</p>	<p>1. この期間において7支部に対して職員を派遣し監査を実施した。</p> <p>2. 全国支部事務局長会議を11月及び2月に、新たに支部事務局長に就任した者に対する研修を6月に開催し、ガバナンスを徹底させるため、本部・支部が一体となり取り組むことを指導した。 当該会議においては、模範的な運営を行っている支部から、活動事例を発表し、全支部で情報を共有した。</p>	<p>（このセルは対角線が入っています）</p>
	<p>指摘事項に対する進捗状況</p>	<p>（このセルは対角線が入っています）</p>	<p>（このセルは対角線が入っています）</p>	<p>取組中</p>	<p>（このセルは対角線が入っています）</p>

報告書指摘事項		改革への取組状況等				
継続的な事業活動を図るための財務のあり方		24年11月迄の実績 (前回会議報告内容)	平成24年12月～平成25年3月	平成25年4月～平成26年3月	平成26年4月～平成27年3月	
会費	<p>労働災害防止団体として必要な事業活動を継続的に行うための団体全体を支える貴重な財源となるよう、これらの会費や会費の使途のあり方について見直すべきである。その際に、会費がどのように使われたのかについて会員に対して公開することや、会員として労働災害防止抑制効果等のメリットを実感できる事業運営の仕組みを構築することも併せて検討することが重要である。</p>	計画	<p>1. 全役員の意見を踏まえ、会費及び使途のあり方について検討する。</p> <p>2. 全役員の意見を踏まえ、「会費がどのように使われたのかについて、会員に対して公開すること」について、検討する。</p> <p>3. 全役員の意見を踏まえ、「会員として労働災害防止抑制効果等のメリットを実現できる事業運営の仕組みの構築」について、検討する。</p>	<p>1. 会費及び使途のあり方について検討結果を踏まえ、支部に対して会費の使途等に関する実態調査を実施する。</p> <p>2. 会費の使途について決算報告書をホームページで公開する。</p> <p>3. 会員として労働災害防止抑制効果等のメリットが実感できる事業運営の取組を行う。</p>	<p>1. 会費の使途について決算報告書を公開する。</p> <p>2. 会員として労働災害防止抑制効果を実感するための取組として、「公共工事の発注者が会員に対して、入札参加資格の条件としている発注機関」を継続的に調査し、その結果を事務局長会議等で周知し、会員加入促進を徹底する。</p>	
	実績	<p>・報告書の会費の記載内容について、全役員より意見を聴取。</p>	<p>1. 支部に対して、会費の使途等に関する実態調査を実施する項目を検討し、10項目の調査票を作成した。</p> <p>2. 5月の総代会において決算報告書の承認を受けて、決算報告書をホームページに公開した。 また、ホームページに「会員の特典」の項目を設け、機関誌の発行、技術指導が受けられること及びコスモス認定に係る価格値引き等、会費の使途を公開した。</p> <p>3. 会員として労働災害防止抑制効果等のメリットとして、以下を実施した。 ・安全衛生管理ノウハウの情報を機関誌として提供。 ・全国建設業労働災害防止大会の開催案内 ・日頃の安全衛生活動に対する会長表彰 ・安全管理士による技術指導 また、公共工事発注の入札参加資格に会員であることが条件とされている自治体等を調査し、その結果を支部へ提供した。</p>	<p>1. 9月常任理事会において、1支部の会費徴収基準の変更について検討承認した。また、12月に会費の使途等に関し、支部に対して会員加入条件、会員サービスの内容等の状況について調査を実施し、会員メリットが最も実感できる項目が把握できた。</p> <p>2. 5月の総代会において決算報告書の承認を受けて、決算報告書をホームページに公開した。 また、ホームページに「会員の特典」の項目を設け、機関誌の発行、技術指導が受けられること及びコスモス認定に係る価格値引き等、会費の使途を公開した。</p> <p>3. 会員として労働災害防止抑制効果等のメリットとして、以下を実施した。 ・安全衛生管理ノウハウの情報を機関誌として提供。 ・全国建設業労働災害防止大会の参加勸奨 ・日頃の安全衛生活動に対する会長表彰 ・安全管理士による技術指導 また、彰制度公共工事発注の入札参加資格に会員であることが条件とされている自治体等を調査し、その結果を支部へ提供した。</p>	<p>1. 会費の使途について決算報告書を公開する。</p> <p>2. 会員として労働災害防止抑制効果を実感するための取組として、「公共工事の発注者が会員に対して、入札参加資格の条件としている発注機関」を継続的に調査し、その結果を事務局長会議等で周知し、会員加入促進を徹底する。</p>	
	指摘事項に対する進捗状況			取組中		

報告書指摘事項		改革への取組状況等			
継続的な事業活動を図るための財務のあり方		24年11月迄の実績 (前回会議報告内容)	平成24年12月～平成25年3月	平成25年4月～平成26年3月	平成26年4月～平成27年3月
経費節減	<p>業務及び管理経費の一層の削減に向けた取組を図るべきである。一例を挙げると、広告効果測定を行い、費用対効果の認められない広告は廃止する。刊行物、啓発グッズについては、真に必要と認められるものに厳選し統廃合する。印刷物、OA機器、消耗品等各団体に共通する物品、役務等の調達については、団体毎に行うのではなく一括して調達する等である。</p>	<p>計画</p>	<p>業務及び管理経費の一層の削減に向けた取組を図るために、全役員の意見を踏まえながら、引き続き経費削減を行う。</p> <p>1. 組織・業務の見直しを図り、人件費を23年度と比較して約1千万円圧縮する。</p> <p>2. 図書の発注、物品の購入においては、競争入札を充実させ、23年度と比較して約1千万円の経費削減を行う。</p>	<p>前年度の実績を踏まえ、業務及び管理経費の一層の削減に向けた取組を図る。</p> <p>1. 組織・業務の見直しを図り、人件費を23年度と比較して約1千万円圧縮する。</p> <p>2. 図書の発注物品の購入においては、競争入札を充実させ、23年度と比較して2千万円の経費削減を行う。</p>	<p>1. 業務及び管理経費の一層の削減に向けた取組を継続する。</p>
	<p>実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度から、組織の見直しを図り、人員削減等により人件費を圧縮。 ・図書の発注、物品購入における競争入札の充実。 ・図書、安全衛生用品で頒布実績の少ないものの在庫処分による保管経費の削減。 ・報告書の経費節減の記載内容について、全役員より意見を聴取。 	<p>1. 組織・業務の見直しを図り、人件費を23年度と比較して約1千万円削減した。</p> <p>2. 図書の発注、物品の購入、業務委託等において、協会規程の金額を下回る金額であっても、競争入札を実施することとし、23年度と比較して2千万円の経費削減の効果があった。</p>	<p>1. 組織・業務の見直しを図り、人件費を23年度と比較して約1千万円削減した。</p> <p>2. 図書の発注、物品の購入、業務委託等において、協会規程の金額を下回る金額であっても、競争入札を実施することとし、23年度と比較して2千万円の経費削減の効果があった。</p>	
	<p>指摘事項に対する進捗状況</p>			<p>取組中</p>	

報告書指摘事項		改革への取組状況等			
業務運営					
		24年11月迄の実績 (前回会議報告内容)	平成24年12月～平成25年3月	平成25年4月～平成26年3月	平成26年4月～平成27年3月
目標管理等	<p>団体毎に労働災害の削減数を必達目標として掲げ、これを達成するためには何に取り組みなければならないのか、何を重点とするのか、何を対象にどういった事業を行うべきか等につき、事業計画において具体的な業務目標を設定する等の取組を検討すべきである。</p> <p>また、事業計画の作成に際しては、産業構造・就業構造・産業現場等の変化、労働災害の発生状況、労働者の健康を巡る状況等総合的に勘案することはもとより、<u>参与の意見、利用者や潜在的な利用者層の意見や要望等の情報をきめ細かく把握すると共に、実施に際しては、労働災害の発生状況、アンケートによる利用者の評価や意見・要望及びサービス利用の一定期間経過後の労働災害防止効果など、常に事業の成果や課題を把握し、それに基づく事業の改善を図るなど、PDCAサイクルによる継続的な事業改善を行うことが必要である。</u></p> <p>さらに、各労働災害防止団体が会員事業場の対して行ったアンケート結果を見ると、事業を活用した有用度については概ね高い評価を得ていることから、<u>今後は、研修等の各種事業を単にホームページ等で宣伝するに止まらず、それぞれの事業の価値、すなわち利用することで具体的にどのような効果が見込めるのか及び実際に利用した方の評価や感想などを効果的に利用者層に伝えていくこと等により、利用者の拡大を図るべきである。</u></p> <p>加えて、会員のニーズへの対応の観点からは、最近では、海外に進出する企業が増加しており、これら企業の海外派遣労働者の労働安全衛生水準向上等のため、諸外国の情報収集及び提供の充実化等についても取り組むことを検討すべきである。</p>	<p>計画</p>	<p>1. 全役員の意見を踏まえ、目標管理の設定方法等について検討し、第12次労働災害防止計画を踏まえ、具体的災害発生目標件数と重点対策を設定した第7次建設業労働災害防止5カ年計画を策定する。</p> <p>また、上記第7次建設業労働災害防止5カ年計画、平成24年度事業実績及び参与会の指摘事項等を踏まえた、新年度計画を策定する。</p> <p>上記計画を会員に周知させる。</p> <p>2. 参与会の実施計画に基づき平成24年度参与会を開催し平成23年度の評価を受ける。</p> <p>3. 各種研修会及び技術サービスの利用者に対するアンケートを実施し、意見・要望等について事業の改善を図る。</p> <p>4. 事業の利用の効果の伝え方について検討する。</p>	<p>1. 第7次建設業労働災害防止5カ年計画の進捗状況、平成25年度事業実績及び参与会の指摘事項等を踏まえた、新年計画を策定する。</p> <p>また、上記計画を会員に周知させる。</p> <p>2. 参与会の実施計画に基づき平成25年度参与会を開催し平成24年度事業実施状況の報告を行い評価を受ける。</p> <p>3. 各種研修会及び技術サービスの利用者に対するアンケートを実施し、意見・要望等について事業の改善を図る。</p> <p>4. 各種事業の実施結果、参加者の感想などをホームページ、機関誌、案内リーフレット、業界紙などに紹介して、利用者の拡大を図る。</p>	<p>1. 参与会の実施計画に基づき平成26年度参与会を開催し平成25年度事業実施状況の報告を行い評価を受ける。</p> <p>2. 第7次建設業労働災害防止5カ年計画の進捗状況、平成25年度事業実績及び参与会の指摘事項等を踏まえた、新年計画を策定する。</p> <p>上記計画を会員に周知させる。</p> <p>3. 各種研修会及び技術サービスの利用者に対するアンケートを実施し、意見・要望等について事業の改善を図る。</p> <p>4. 引き続き、各種事業の実施結果、参加者の感想などをホームページ、機関誌、案内リーフレット、業界紙などに紹介して、利用者の拡大を図る。</p>
	<p>実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業の労働災害防止に関する中期計画と今後の展望（第6次建設業労働災害防止5カ年計画）に、具体的災害発生目標件数と重点対策を設定し、平成24年度の事業計画策定に反映。 ・事業の進捗状況については、年度中間に検証を実施。 ・外部有識者で構成する「参与会」において、毎年度の事業実施状況及び業績の評価を実施。 ・上記参与会の意見を踏まえ、次年度の事業計画の策定に反映。 ・報告書の目標管理等の記載内容について全役員より意見を聴取。 	<p>1. 以下について実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第12次労働災害防止計画を踏まえ、具体的災害発生目標件数と重点対策を設定した第7次建設業労働災害防止5カ年計画を策定し、会員へ周知させた。 ・第7次建設業労働災害防止5カ年計画、平成24年度事業実績及び参与会報告書を踏まえ平成25年度事業計画を策定しホームページに掲載する等により周知させた。 ・第7次建設業労働災害防止5カ年計画の下、平成25年度に会員が取り組むべき重点対策についてまとめた「建設業労働災害防止対策実施事項」を作成し、会員へ配布した。 <p>【平成25年度の労働災害削減目標】</p> <p>5カ年計画の目標達成に向け、前年度の労働災害発生状況について分析を行い、平成25年度建設業労働災害防止対策実施事項において、会員が取り組むべき重点実施事項を示した。</p> <p>2. 参与会を開催し平成23年度の実績評価を受けた。（全体評価として事業目的は達成されているとの評価を受けた。）</p> <p>3. 全国建設業労働災害防止大会参加者及び教育の受講者に対し大会及び建災防事業へのアンケート調査を行った。この結果は今後の計画や各事業内容に反映させた。</p> <p>4. 建設業労働安全衛生マネジメントシステムの認定を受けた事業場より、認定申請の動機や今後の安全活動への取組などにコメントをホームページ、業界紙に掲載し、利用者拡大を図った。</p> <p>その他各種事業の実施結果、参加者の感想などをホームページ、機関誌、案内リーフレット、業界紙などに紹介して、利用者の拡大を図った。</p>	<p>1. 以下について実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7次建設業労働災害防止5カ年計画の進捗状況、平成25年度事業実績及び参与会報告書を踏まえ平成26年度事業計画を策定し、ホームページに掲載する等により会員に周知させた。 ・第7次建設業労働災害防止5カ年計画の下、平成26年度の会員が取り組むべき重点対策についてまとめた「建設業労働災害防止対策実施事項」を作成し、会員へ配布した。 <p>【平成26年度の労働災害削減目標】</p> <p>5カ年計画の目標達成に向け、前年度の労働災害発生状況について分析を行い、平成26年度建設業労働災害防止対策実施事項において、会員が取り組むべき重点実施事項を示した。</p> <p>2. 参与会を開催し平成24年度の実績評価を受けた。（全体評価として事業目的は達成されているとの評価を受けた。）</p> <p>3. 全国建設業労働災害防止大会参加者及び教育の受講者に対し大会及び建災防事業への期待度についてアンケート調査を行った、この結果に基づき今後の計画や教育内容に反映させる。</p> <p>4. 全国建設業労働災害防止大会での安全衛生表彰受賞者をホームページに掲載し、会員へ安全衛生活動の一層の取組を促した。</p> <p>その他、各種事業の実施結果、参加者の感想などをホームページ、機関誌、案内リーフレット、業界紙などに紹介して、利用者の拡大を図る。</p>	
	指摘事項に対する進捗状況			取組中	

報告書指摘事項		改革への取組状況等				
業務運営						
労働災害防止規程	各業種別団体において、各業種を巡る環境の変化等を踏まえ、適宜、当該規程の見直しを行い必要に応じて変更すること及び、会員の順守状況を定期的に把握すると共に、その順守を担保する仕組みを根拠法第37条に基づき構築すること等により、労働災害防止規程の実効性を高めるべきである。順守を担保する仕組みについては、規程の違反によって発生した労働災害に係る情報に併せて再発防止対策を他の会員にも直ちに公表して同種の災害を防止することや、再発防止のために講習や研修を受講させるなどの取組等が考えられる。	24年11月迄の実績 (前回会議報告内容)	平成24年12月～平成25年3月	平成25年4月～平成26年3月	平成26年4月～平成27年3月	
		計画		1. 安全衛生専門家（安全管理士等）による労働災害防止規程の指導を続け、順守を担保する。 2. 労働災害防止規程の順守状況、労働災害の発生状況等の環境の変化を踏まえた労働災害防止規程の変更について引き続き検討する。	1. 5月総代会において、労働災害防止規程の変更案の議案を上程し、承認を得る。 2. 改正した建設業労働災害防止規程を周知する。 また、安全衛生専門家（安全管理士等）による労働災害防止規程の指導を続け、順守を担保する。	1. 改正労働災害防止規程の解説書を作成し会員へ周知する。 2. 安全衛生専門家（安全管理士等）による労働災害防止規程の指導を続け、順守を担保する。
		実績	<ul style="list-style-type: none"> 労働災害防止規程に係る会員の順守状況を確認し、必要に応じ改善。 支部を通じ、安全指導者に対し労働災害防止規程の順守状況、災害の発生状況から労働災害防止規程の見直しに関する意見を集約。 安全指導者の意見をもとに、労働災害防止規程の変更案について検討。 建設業労働災害防止規程の改定計画を策定し、下記スケジュールに沿って実施。 <概要> 平成23年5月 防止規程の見直しについて支部より意見聴取 平成24年4・9月 第1回及び第2回検討委員会開催（安全管理士も含めたメンバー）。 平成24年9月 支部事務局に対し、変更案に係る意見聴取。報告書の労働災害防止規程の記載内容について、全役員より意見を聴取。 	1. 安全衛生専門家（安全管理士等）による労働災害防止規程の指導を行い、順守を担保した。 2. 労働災害防止規程の変更の取組について、以下を実施した。 ・12月 都道府県支部長に対し労働災害防止規程に係る変更案に係る意見を聴取した。 ・2月 第3回検討委員会開催及び団法第40条に基づく学識経験者・関係労働組合から意見を聴取した。 ・3月 正副会長会・常任理事会・理事会において改定案の説明及び総代会への上程について承認を得た。	1. 労働災害防止規程の変更について、以下のとおり取り組んだ。 ・5月 総代会において変更案の承認を得た。 ・厚生労働省へ変更の認可申請を行い、8月1日変更について認可され、10月30日適用となった。 2. 建設業労働災害防止規程について下記の方法により、周知を図った。 ①協会ホームページへの掲載 ②印刷物を配布 また、安全衛生専門家（安全管理士）及び安全指導者による労働災害防止規程に関する指導を行った。 ①現場指導約11,000件 ②相談約260件 ③働災害防止規程説明会約180回 3. 更に、各条文制定の主旨、具体的な実施方法を詳解した解説書の作成について検討した。	
指摘事項に対する進捗状況				取組中		

報告書指摘事項		改革への取組状況等			
業務運営					
		24年11月迄の実績 (前回会議報告内容)	平成24年12月～平成25年3月	平成25年4月～平成26年3月	平成26年4月～平成27年3月
安全衛生調査研究活動	各労働災害防止団体は、相互間及び行政機関との労働災害の防止に関する情報の共有化を図るのみならず、(独)労働安全衛生総合研究所等調査研究機関ともコミュニケーションを積極的に図り、労働災害防止に資する有益な情報について会員をはじめ一般にも発信し、災害防止に一層の貢献を果たすよう取り組むべきである。	計画	1. 熱中症の調査研究について、(独)労働安全衛生総合研究所の助力を得ながら取り組む。	1. 熱中症の調査研究について、(独)労働安全衛生総合研究所の助力を得て、平成26年度内に取りまとめる。 2. 調査研究成果はマニュアルとして作成し又は既存テキストに盛り込むなど、会員及び一般向けに研究成果を情報として発信する。 3. 足場の設置が困難な場所における墜落災害防止対策の検討を行う。	1. 熱中症の調査研究について、(独)労働安全衛生総合研究所の助力を得て、平成26年度までに取りまとめる。 2. 研究成果は、会報及び協会ホームページを活用して会員及び一般企業へ情報として発信を継続して行っていく。 3. 引き続きハーネス型安全帯の普及方法について調査研究を行う。
	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)労働安全衛生総合研究所や大学病院等の研究結果をもとに、建設現場の意見も踏まえ、具体的かつ効果的な対策について、検討。 ・災害統計行政通達等の有益な情報は、会報及び協会ホームページを活用して会員等へ発信。 ・報告書の安全衛生調査研究活動の記載内容について、全役員より意見を聴取。 	1. 熱中症の調査研究過程で学術的な裏付けを必要とする内容については、労働安全衛生総合研究所の研究者等の助力を得た。	1. 熱中症に関する調査研究において、労働安全衛生総合研究所の研究者の研究成果を取り入れて、建設現場の実態に即した調査研究を行い、3月に中間報告をとりまとめる。 2. 上記、調査研究成果は、全国大会の専門部会、安全衛生関係団体での研究発表会等で発信した。 また、熱中症に関する調査研究結果を委員会委員によって、日本産業衛生学会及びWHOにおいて発表した。 3. 足場の設置が困難な屋根上での作業において、ハーネス型安全帯を使用した作業マニュアルを作成し、全国8箇所において説明会を実施した。	
	指摘事項に対する進捗状況			取組中	